

高齢者に多い消費者トラブル例

最近の消費者被害情報

1

大手企業を名乗る者から、「銀行口座を調査しているので、口座番号を教えてください。」と、電話があり、伝える。その後、金融庁を名乗る者から、「他人に個人情報を教えることは重罪な犯罪」と、解決費用を支払うよう電話がある。

2

検察庁職員を名乗る者から、「銀行口座がオレオレ詐欺に使われており、被害者から訴えられている。」と、偽のホームページを閲覧するよう電話がある。ホームページを見ると、自身の名前が載っており、解決のために現金を振り込むよう指示がある。

3

身に覚えのない利用料金等の請求に関する民事訴訟が提起された旨のハガキが郵送されてきたため、連絡先に電話すると、弁護士を紹介され、指示通り電話すると、和解金を宅配便で送るよう指示がある。

4

「新居浜に介護施設を開設するが、他市の人が入所したいが新居浜市民でないと入所できないため、名義を貸してくれないか。」と、電話があり、了承する。その後、電話があり、拒否すると、違約金を払うよう言う。

対応のポイント

- ・重大な犯罪、法律違反であると思わせて脅し、お金を払わせる手口なので、消費生活センターに相談すると言って電話を切ってください。
- ・ナンバーディスプレイや留守番電話での対応を行い、電話に出ないようにするのも有効な手段です。

5

消防署職員を名乗る者から、「災害が発生したときのために、家族構成を教えてください。」と、個人情報を聞き出そうとする不審電話がある。

対応のポイント

- ・公の機関を名乗り、個人情報を聞き出すようなことがありますので、気をつけてください。

6

市役所職員を名乗る者から、「保険料の還付金がある。ATMでお金を受け取るように。」と、知らない口座にお金を振り込ませる電話がある。

対応のポイント

- ・新居浜市から還付金をお支払いする場合、ATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

7

いらぬ服を買い取ると電話がかかってくる。業者がやって来たので、いらぬ服を出すが、関心を示さず、「貴金属はないか。」と、言う。貴金属を出すまで帰らないので、仕方なく買い取りをしてもらった。

対応のポイント

- ・最初は、消費者が処分に困るものを提示し、最終的に貴金属を要求するので、気をつけてください。
- ・訪問販売や電話勧誘等で契約をした場合、書面を受け取った日を含めて、原則として8日以内であれば、『無条件で契約の解除ができる』クーリング・オフ制度があります。

8

「瓦が傷んでいるように見えたので、点検したい。」と、業者が訪問してきた。点検後、瓦の写真を見せられ、「雨もりしてはいけないのですぐに工事をした方がいい。」と言われ、高額な契約をしてしまう。その後、不安になり連絡をすると、キャンセルはできないと言う。

対応のポイント

- ・不安をあおって契約をさせる点検商法のトラブルに気をつけてください。点検させてほしいと訪問してくる業者には対応しないか、依頼する場合には、複数の業者の見積りを取るなど、その場での契約には注意してください。たとえ、工事が行われていたとしても、クーリングオフ期間なら契約解除ができます。